

決定数値の再算定及び再格付けに係る提出書類

書類 番号	提 出 書 類	注 意 事 項
-	決定数値の再算定及び再格付けに係る提出書類一覧表兼主観的事項の数値に係る審査申請書 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右上の「入札参加資格審査受付番号」欄に、前回の入札参加資格審査申請時（※）の受付番号を記入してください。（番号は、ホームページ内「入札参加資格審査受付番号一覧」から確認できます。） ※現入札参加資格者名簿の当初の申請時 ・ 申請日を記入してください。記入がない場合は高松市に到着した日を申請日とみなします。 ・ 該当する項目の記入欄に「○」が記入されていない場合は、当然に、評価はしません。また、添付書類又は高松市保有のデータが「○」の記入されている項目に係る配点を超える内容であったとしても、当該超える内容による評価はしません。 ・ 高松市契約監理課ホームページから出力し、以下の提出書類の一番上にしてください。
1	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p> <p>※審査基準日が令和4年8月1日から令和5年7月31日までの間のもの（この期間中に審査基準日が2以上あるときは、最新のものを）を提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の通知書が申請時に間に合わない場合、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書を提出してください。この場合、左記の審査基準日の経営事項審査を受審の上、その結果通知書等を令和6年1月31日午後5時までに提出できるものは仮受付としますが、提出されない場合は、仮受付は無効となります。 ・ 令和5年1月1日の経営事項審査の制度改正前に審査されたもの及び改正後に審査されたもののいずれも有効とします。 ・ 許可行政庁の受付印等が押印されていない書類は、許可行政庁の審査を受けたものとみなします。
2	技術職員名簿（経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二）の写し	

主観的事項の数値に係る提出書類

評価項目番号	評価項目	提出書類	注意事項
①	工事成績に関する事項	高松市保有のデータで確認、評価するため提出書類はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月1日前4年における1件の契約金額が130万円を超える高松市発注工事（業種が同じもの（解体工事にあつては、公告その他の契約の申込みの誘引を平成31年3月31日以前に行ったとび・土工・コンクリート工事を含む。）で、かつ、しゅん工検査に合格した日が工事成績及び指名停止に係る審査基準日前4年間内のものとし、緊急工事その他工事成績の評定を行わないこととしている工事及び施工中に香川県広域水道企業団に移管された工事を除きます。）が対象です。
②	保有技術者に関する事項	前ページ書類番号1で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の技術者数により確認、評価するため提出書類はありません。	
③	継続教育に関する事項	右記の認定機関が認定する過去5年の継続教育の取得単位数を証明できるもの（当該業種の保有技術者に係る証明書の写し等）	<ul style="list-style-type: none"> ・土木一式工事、水道施設工事 （一社）全国土木施工管理技士会連合会 （公社）日本技術士会 （公社）土木学会 ・建築一式工事 （公社）日本建築士会連合会 建築設備士関係団体CPD協議会 ・設備工事（電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事、清掃施設工事） （公社）日本建築士会連合会 （公社）日本技術士会 建築設備士関係団体CPD協議会 ・証明期間の最終日が、申請書提出期限の日前1年以内のものに限ります。 ・建築CPD情報提供制度により認定された単位数の証明でも可。ただし、この情報提供制度による証明の場合は、（公社）日本建築士会連合会による認定と重複して算定しません。
④	工事の品質確保に関する事項 審査基準日（令和5年11月1日）において国際標準化機構が定めたISO9001の規格により登録されている場合	登録証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・当該登録証が、日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものも必ず添付してください。

評価項目番号	評価項目	提出書類	注意事項
⑤	環境対策に関する事項 ① 審査基準日（令和5年11月1日） において国際標準化機構が定めたISO14001の規格により登録されている場合	登録証の写し	・当該登録証が、日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したものも必ず添付してください。
	② 審査基準日（令和5年11月1日） において（一財）持続性推進機構にエコアクション21の認証・登録をされている場合	登録証の写し	
⑥	市内在住保有技術者に関する事項	市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書	・②の保有技術者のうち、申請日の属する年度の市・県民税の特別徴収税額について高松市が送付した決定通知書（審査基準日前において直近のもの）で課税人員又は非課税人員とされた者の数が対象となります。
⑦	災害時の活動に関する事項 ① 自社又は加入している団体等が高松市と災害協定を締結している場合	加入等証明書（締結団体等用）（写し可）	（参考） この評価項目に該当する団体（令和5年10月27日現在） <ul style="list-style-type: none"> ・高松市建設業協会 ・高松市上下水道工事業協同組合 ・香川県電気工事業工業組合高松支部 ・（社）香川県産業廃棄物協会 ・（一社）香川県トラック協会高松地区会 ・高松清掃事業協同組合 ・（公社）日本下水道管路管理業協会 ・香川県電気工事業工業組合東讃支部 ・ 審査基準日（令和5年11月1日）以降の日付の証明書を添付してください。
	② 審査基準日（令和5年11月1日） において会社として高松市消防団協力事業所の認定基準に基づき、表示証の交付を受けている場合	高松市保有のデータで確認、評価するため提出書類はありません。	
	③ 加入している団体等が高松市との災害協定の締結者たる団体等と連携して当該災害協定の定めにより応急措置等に従事することとしている場合	加入等証明書（連携団体等用）（写し可）	（参考） この評価項目に該当する団体（令和5年10月27日現在） <ul style="list-style-type: none"> ・香川県造園事業協同組合 ・（一社）全国道路標識・標示業四国協会香川県支部 （当該締結者たる団体等が高松市と確認書を交わしている場合に限る。） ・ 審査基準日（令和5年11月1日）以降の日付の証明書を添付してください。

評価項目番号	評価項目	提出書類	注意事項
⑧	建設機械の保有に関する事項	1 ページの書類番号 1 で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建設機械の保有台数により算出するため提出書類はありません。	
⑨	安全対策に関する事項 審査基準日（令和5年11月1日）において建設業労働災害防止協会香川支部に加入している場合	建設業労働災害防止協会香川県支部加入の証明書（写し可）	・審査基準日に加入していることの証明書を添付してください。
	障がい者雇用に関する事項 ① 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がある者については、障がい者を法定雇用を満たすとされる数以上雇用する場合	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定により公共職業安定所長に提出した直近の「障害者雇用状況報告書」の事業主控えの写し	・公共職業安定所の受付印のあるものを提出してください。 ・電子申請により手続きした場合、当該申請の審査が完了したことが分かる書類も提出してください。
⑩	② 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の雇用状況の報告義務がない者については、障がい者（身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者であって、①の法定雇用率の対象となるものをいいます。）を、審査基準日（令和5年11月1日）において1人以上雇用している場合	当該雇用を確認することができる以下の書類 ア 健康保険被保険者証の写し イ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し	・左記の書類提出に当たっては、本人の同意を得てください。提出された書類は、主観算出のために使用し、他の目的に使用することはありません。
⑪	次世代育成支援に関する事項 ① 審査基準日（令和5年11月1日）において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、所轄都道府県労働局長に届出済みである場合 ② 審査基準日（令和5年11月1日）において、育児休業、子の看護休暇及び育児のための所定労働時間の短縮措置又はその代替措置について就業規則に規定している場合	所轄都道府県労働局で受付された一般事業主行動計画策定届の写し 育児休業、子の看護休暇及び育児のための所定労働時間の短縮措置又はその代替措置に関する事項を規定している就業規則（これに基づく育児休業規程等を含む。）の写し	・当該労働局の受付印のあるものを提出してください。 ・就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務の適用がある企業は、労働基準監督署の受付印のあるものに限り、就業規則のうち、育児休業、子の看護休暇及び育児のための所定労働時間の短縮措置又はその代替措置に係る部分の添付は必須ですが、他の部分は添付を省略することができます。

評価項目番号	評価項目	提出書類	注意事項
⑫	人権啓発の取組に関する事項 ① 令和4年度 開催の高松市人権・同和問題啓発講座を受講した場合	高松市保有のデータで確認、評価するため提出書類はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該講座はYouTubeによる限定公開により開催されました。当該講座を受講し、アンケートに御回答いただいた場合に評価します。 ・この講座についてのお問合せ先 市民政策局人権啓発課 (TEL087-839-2292)
	② 令和5年度 開催の高松市人権・同和問題啓発講座を受講した場合	高松市保有のデータで確認、評価するため提出書類はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該講座はYouTubeによる限定公開により開催されます。当該講座を受講し、アンケートに御回答いただいた場合に評価します。 ・この講座についてのお問合せ先 市民政策局人権啓発課 (TEL087-839-2292)
	③ 社内において人権に関する研修を実施した場合 ※「人権に関する」に該当するかどうかにについては、別添「高松市人権教育・啓発に関する基本指針における「さまざまな人権を取り巻く現状と課題への対応」について」を参考にしてください。	社内研修実施申告書	次のいずれかの研修を 令和5年12月1日 前2年間のいずれかの年又はいずれの年において少なくとも1回以上、実施した場合 a 人権教育に関する研修講師についての高松市の人材情報等を活用し、講師を招いて行う研修 b ⑫の①又は②の講座の受講者等が行う研修 c 教材等を用いて実施した人権に関する研修 ・当該年の研修時の写真の添付が必要です。
⑬	保護観察対象者等の雇用促進に関する事項 ① 審査基準日(令和5年11月1日) において、高松保護観察所に協力雇用主として登録されている場合 ② 審査基準日(令和5年11月1日) において、①の登録がされており、かつ、審査基準日以前の1年間において、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を通算3か月(又は90日)以上雇用している場合	協力雇用主登録・雇用に関する証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・①、②は重複して算定されません。 ・高松保護観察所長の印があるものを提出してください。 ・審査基準日(令和5年11月1日)以降の日付の証明書を添付してください。
⑭	指名停止に関する事項	高松市保有のデータで確認、評価するため提出書類はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月1日前1年間に高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止の期間がある場合、減点措置の対象となります。

※各評価項目の計算については、別紙「主観点の計算例について」を御参照ください。